

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 子ども若者政策・私学振興課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
子ども若者部 (子ども若者政策・私学振興課)	<p><b>【6】 滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金</b>                      (通しNo. 28) 延滞利息(遅延損害金)について(結果3)</p> <p>「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」第11条により、返還すべき日までに正当な理由なく返還しなかった場合、延滞利息を支払わなければならない。そのため、県はこれを請求しなければならない。そのため、県は延滞利息を算定し、借受人等へ通知を行う必要がある。但し、「正当な理由なく」という文言については具体的な規定がおかれていないことから、「正当な理由」の判断基準も明確化する必要があるだろう。</p>	<p>(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例第11条に規定する延滞利息を徴収しない「正当な理由」の判断基準が明確でなかったことから判断基準についての要綱を制定し、明確化を図ることとした。                      今後はこの要綱に従い、「正当な理由」がない場合には、延滞利息を徴収することとする。</p>
	<p>(通しNo. 29) 債権管理台帳の整備について(結果4)</p> <p>県はマニュアルにおいて、記録の整備を債権管理の基本的な事項と位置付けており、督促や催告等の債権回収にあたって実施した内容を記録することは、訴訟を見据えた私債権においては必要な手続きとなる。したがって、すべての債権の台帳に、マニュアルに定める情報を記録する必要がある。</p>	<p>既存の台帳を見直し、滋賀県債権回収対応マニュアルの債権管理台帳の参考様式をもとに、債権者ごとに債権回収にあたって実施した内容を記録した債権管理台帳を整備した。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 子ども若者政策・私学振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>子ども若者部 (子ども若者政策・私学振興課)</p>	<p>(通しNo. 30) 収入未済額の他に未調定額が長期にわたって多額に存在することについて(意見11)</p> <p>奨励資金は地域改善対策として導入された制度であり、その背景から借受人等への働きかけが難しいという側面もあるものと思われる。</p> <p>しかしながら、未調定債権の存在は、債権管理の観点からは基本的に好ましいものではなく、これを縮減するよう努めるべきである。</p>	<p>引き続き、未調定となっている要因に応じて、借受人等に適切に働きかけるなど、適切に対応するとともに、今後、県全体で統一的な指針を策定し、それに基づき債権放棄する規定を条例も含めて整備するなど、債権管理のあり方を検討されていることから、検討内容を注視し、必要な対応に努める。</p>
	<p>(通しNo. 31) 主債務者である借受人本人への通知について(意見12)</p> <p>プライバシーに配慮した手段について十分検討した上で、残債務の存在を主債務者である借受人本人に知らせ、連絡・交渉窓口の世代交代を進めるべきである。</p>	<p>連絡窓口となっている保護者について、滞納がある場合や、死亡したような場合については、借受人本人に残債務の存在を通知する方向で進めるが、その際、借受人本人のプライバシーに配慮した具体的な手段が課題となることから、引き続き手段等について検討していく。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 子ども若者政策・私学振興課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>子ども若者部 (子ども若者政策・私学振興課)</p>	<p>(通しNo. 32) 主債務者である借受人の死亡または長期間の所在不明時の対応について (意見13)</p> <p>「(旧) 滋賀県地域改善対策修学奨励資金貸与条例」には、債務者の死亡、長期間所在不明等となった場合に関する規定が設けられており、返還債務の全部又は一部を免除することができる」とされている。</p> <p>当該規定については、債務者が死亡した場合には援用された実績があるものの、長期間所在不明の場合については、運用上の課題があることから援用実績がない。</p> <p>未調定債権の整理・縮減を進めるためにも、当該規定の援用の可能性を検討すべきである。</p>	<p>県の債権回収マニュアルや他府県等の同種の貸付金の例を参考に整理し、実施すべき「必要な調査」の範囲について要綱を制定するとともに、(旧) 滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金貸与規則を改正し、借受人等が長期所在不明の場合の免除手続の円滑化を図ることとした。</p>
	<p>(通しNo. 33) 外部委託について (意見14)</p> <p>奨励資金の回収・管理業務は、極めてプライベートな情報を取り扱う業務であり、それ故に外部委託に慎重な姿勢をとることも理解できる。</p> <p>とはいえ、貸与終了後20年以上にもわたって回収・管理業務を続けることで、これに従事する職員の人件費、労働時間が浪費されている懸念がある。また、外部委託者として弁護士等の法律の専門家が介在する場合、債権の回収がより進むことも期待できるため、外部委託の利用も積極的に検討するべきであろう。</p>	<p>同種の貸付金を有する他府県等における外部委託の実施状況等について調査を行ったところであるが、奨励資金特有のプライバシーに関する情報の取扱いと併せて、引き続き外部委託の可否を検討していく。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 子ども家庭支援課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
子ども若者部 (子ども家庭支援課)	<p>【7】母子福祉資金貸付金 他</p> <p>(通しNo. 34) 長期滞納債権の債権放棄について (意見16)</p> <p>長期滞納債権や回収が見込めないような債権は、債権放棄を検討すべきである。</p> <p>回収の見込みが無い債権であっても、管理コストがかかり続けることとなるため、実質的に回収可能性の無い債権は整理し、より回収可能性のある債権の回収に向けてリソースを割くことで、効果的・効率的な債権管理に繋がると考えられる。</p>	<p>本貸付制度にかかる債権については、債務者の資力に応じて分納による返済にも対応するなど、可能な限り債権の回収に努めてきたところであるが、今後、県全体で統一的な指針を策定し、それに基づき債権放棄する規定を条例も含めて整備するなど、債権管理のあり方を検討されていることから、検討内容を注視し、必要な対応に努める。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 子ども家庭支援課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>子ども若者部 (子ども家庭支援課)</p>	<p><b>【4】 児童保護措置費負担金</b> (通しNo. 35) 債権の回収方法について (意見9)</p> <p>親権者が、児童の措置入所について十分に納得していない場合もあり、債権回収を強行すると、ケースワークに影響が出る可能性があることから、債権回収について慎重にならざるを得ない状況がある。しかし、他の納入者との公平性の観点から、財産調査の結果、差押え可能な財産を発見した場合、滞納処分<sup>1</sup>の執行を行うべきである。</p> <p>なお、効率性や滞納している債務者への統一的な対応といった観点から、債権管理機能を集約し、子ども家庭相談センターは児童の保護機能の発揮に注力するといった対応も検討の余地がある<sup>2</sup>と考える。</p>	<p>児童虐待相談対応件数は依然として高い水準で推移し、相談内容も複雑化・困難化する中、債権回収に当たっては、各子ども家庭相談センターにおいて扶養義務者（親権者）との関係構築に努めつつ、支払いに対する働きかけを行った。また、各センターにおける対応にばらつきが生じないよう、担当者会議の機会を通じて、対応方法の統一について周知を図った。</p> <p>他の自治体では、一部の自治体で負担金の徴収事務を債権管理部門に集約しているところがある中、強制的な徴収によりケースワークへの悪影響が生じることに懸念も示されている。国においても、親権者に費用負担を求めることで、児童の施設入所等に同意しないなど、ケースワークへの影響が生じることを把握しており、費用徴収については引き続き検討事項とされているところである。本県においても、引き続き、子どもの最善の利益の確保を念頭に置くとともに、国や他自治体の動向等を踏まえ、対応を検討していく。</p>